

国土強靱化の確立について

【担当省庁】内閣府、総務省、財務省、国土交通省、
農林水産省、文部科学省、文化庁

1 国土強靱化地域計画の実行に対する支援等

京都府では、「京都府国土強靱化地域計画」を今年度策定したところであり、その計画の推進のため、以下の財源を確保していただきたい。

- ① 地方公共団体が、国土の強靱化と防災力を向上させるため、緊急性の高い対策へ集中的に投資する予算枠の創設も含め、社会資本整備財源を十分かつ安定的に確保していただきたい。
- ② 緊急防災・減災事業債を恒久的な制度としていただきたい。
- ③ 防災拠点となる庁舎等の公共施設の耐震改修等に対する財政支援措置の拡充及び水害対策も含めた建て替えに対する新たな支援措置を講じていただきたい。

<京都府の状況>

防災拠点施設の耐震率は全体で 88.5%、うち庁舎は 67.4%

2 土砂災害や農山漁村の安心・安全対策に対する予算の増額確保

- 京都府の砂防関係要対策箇所は約 3,100 箇所、事業費は約 1 兆円必要であり、現在のペースでは約 300 年を要するため、事業に係るハード・ソフト一体となった安心・安全対策を推進するための「防災・安全交付金」を増額確保していただきたい。
- 農山漁村の持続的発展や府民の生命財産を守るため、ため池・治山事業や海岸整備等の防災・減災対策の十分な予算を確保していただきたい。

<京都府の状況>

農業用ため池の整備率（要対策箇所）13.7%

（226 箇所のうち整備済みは 31 箇所）

治山事業の新規採択要望 京丹後市谷内地区 他

- 近年の地震・豪雨などの災害の増加や施設の老朽化に対応するため、農林漁業施設の耐震化対策、ハザードマップの作成や長寿命化対策等の十分な予算を確保していただきたい。

< 京都府の状況 >

海岸保全施設整備事業の新規採択要望 宮津市栗田漁港

3 文化財復旧適用のための激甚災害特別財政措置法の改正

- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を改正し、文化財も対象とするとともに、公共土木施設等の激甚災害指定同等の補助率まで上げていただきたい。

< 現在の補助率 >

災害復旧に係る文化財補助金の補助率は補助対象経費の 85 % 上限

※ 公共土木施設等の国庫補助 通常整備：50%、激甚災害指定：90%
農林水産施設の国庫補助 通常整備：50%、激甚災害指定：98%

<国土交通省の概算要求>

- ◎ 公共事業関係費 59,648 億円 (28 年度予算額 59,737 億円)
- ◎ 防災・安全交付金 12,927 億円 (28 年度予算額 11,002 億円)

<総務省の概算要求>

- ◎ 緊急防災・減災事業債 予算編成過程で検討 (28 地方債計画 (10/20 改正) 6,000 億円)

<農林水産省の概算要求>

- ◎ 治山事業 717 億円 (28 年度予算額 597 億円)
- ◎ 森林整備事業 1,443 億円 (28 年度予算額 1,203 億円)
- ◎ 水産基盤整備事業 840 億円 (28 年度予算額 700 億円)
- ◎ 海岸事業 48 億円 (28 年度予算額 40 億円)
- ◎ 農山漁村地域整備交付金 1,280 億円 (28 年度予算額 1,067 億円)

【現状・課題等】

1 国土強靱化地域計画の実行に対する支援等

◎ 緊急防災・減災事業債

充当率 100 % 交付税措置率：元利償還金の 70 %

平成 23 年度に創設され、平成 28 年度までの期限であったが、平成 29 年度の概算要求において、予算編成過程で必要な検討を行うとされている。

◎ 庁舎の耐震改修・建て替えへの財政支援

本府における防災拠点施設の耐震率は全体で 88.5 %、うち庁舎は 67.4 %であり、耐震化未実施の庁舎については早急に耐震化を進めていく必要がある。

耐震化については、自治体の負担が大きく、緊急防災・減災事業債においては、最低でも自治体側が 30 %の費用負担が必要であり、新たな財政支援措置を含めた支援が必要である。

また、地域防災計画に定められた防災拠点施設等の耐震化については、本事業債の対象とされているが、庁舎の移転・建替については、津波浸水想定区域内にある施設を除き対象とされていない。

しかしながら、災害応急対策の中核機能を担う庁舎に被害が生じるか否かが、その後のまちの復興の進捗に大きな影響を与えること、庁舎が河川氾濫による浸水想定区域内にあり、抜本的な対策のためには移転をせざるを得ない場合もあること等に鑑み、庁舎の移転・建替への対象事業の拡充や新たな財政支援が必要である。

2 土砂災害や農山漁村の安心・安全対策に対する予算の増額確保

◎ 砂防関係事業

【土砂災害対策の今後の必要事業費と期間】

保全対象人家が 5 戸以上や要配慮者利用施設等がある要対策箇所のうち未整備箇所約 3,100 箇所を現在のペース(※)で砂防事業（ハード対策）を実施する場合

必要とする事業費・・・約 1 兆円（9,300 億円）

必要とする期間・・・約 300 年間

※ハード系事業費：約 30 億円／年（公共 20 億円＋府単費 10 億円）

1 箇所当たりの事業費を約 3 億円、年 10 箇所程度で見積もり

【砂防関係事業の整備状況】

区 分	土砂災害危険箇所				
		要対策箇所(※)			整備率
		対策実施済み	未実施		
土石流危険渓流	5,024	2,328	369	1,959	15.9%
急傾斜地崩壊危険箇所	3,765	1,339	254	1,085	19.0%
地すべり危険箇所	58	58	19	39	32.8%
計	8,847	3,725	642	3,083	17.2%

※人家 5 戸以上等

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

【主な砂防関係事業の実施箇所】

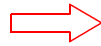
主な事業実施箇所	
通常砂防事業 (29箇所)	花尻川(京都市)、草生川(京都市)、蛙ヶ谷川(京都市) 下庄谷川(宇治市)、弥陀次郎川(宇治市) 桜峠谷川(木津川市)、不動谷川(笠置町)、谷山川(南丹市) 大町谷川(南丹市)、上乙見川(京丹波町) 大門川(福知山市)、天井川(福知山市)、忠川(綾部市) 宮ノ谷川(舞鶴市)、辻川(宮津市)、孫谷川(宮津市) 等
急傾斜地 崩壊対策事業 (11箇所)	久多(京都市)、西笠取(宇治市)、大野(木津川市) 下小田(福知山市)、志高(舞鶴市)、大丹生(舞鶴市) 大波下(舞鶴市)、平(京丹後市)、六万部(伊根町) 等
地すべり対策事業 (4箇所)	東畑(精華町)、切山(笠置町)、小原田(福知山市) 長江(宮津市)
雪崩対策事業 (1箇所)	下世屋(宮津市)

◎ 農業用ため池の改修推進

平成 25 年度から平成 27 年度までに実施した 1,420 のため池一斉点検において、下流に人家等を有し、堤体の決壊により影響の出る可能性のあるため池で、詳細調査を必要とする 55 のため池については、地元からの要望が強く平成 32 年度までに調査予定



【施工前】



H26完了
宮ノ奥池
(綾部市)



【施工後】

◎ 農業用ため池状況(要対策箇所)

区 分	農 業 用 ため池数	要対策箇所 (H26 設定)	対策済箇所 (H26 ~H27)	整備率
防災重点ため池 *1	256	130	23	17.7%
一般ため池 *2	1,309	96	8	8.3%
計	1,565	226	31	13.7%

*1) 市町村が指定した、災害によりため池が決壊した場合に下流人家等に影響を及ぼす恐れのあるため池及び堤高 1.5m 以上のため池

*2) 防災重点ため池を除くため池

◎ 復旧治山事業、予防治山事業の推進

平成 26 年の 3 回の豪雨により発生した災害の早期復旧及び多発する山地災害の未然防止対策の強化が急務



【福知山市】(山腹崩壊)



【福知山市】(国道への土砂流入)

新規採択要望 治山事業 谷内地区(京丹後市)他

◎ 海岸事業の推進

海岸保全施設整備事業 伊根漁港海岸地区

- ・実施年度：H 24 ～ H 34
- ・事業主体：伊根町
- ・事業内容：護岸 842 m

○伊根漁港海岸背後の集落は、全国的にも有名な舟屋群で、伝統的建造物群保存地に指定されており、景観に配慮しながら実施



新規採択要望 海岸保全施設整備事業 栗田漁港海岸地区（宮津市）

3 文化財復旧適用のための激甚災害特別財政措置法の改正

災害復旧の文化財修理に係る国庫補助率は、通常の修理に 20 % の上乘せ措置が実施されているが、最大で 85 %（「災害復旧に係る文化財補助金の補助率について」平成 10 年 11 月 20 日 文化庁長官裁定）であり、全壊等の場合では工事費も巨額になるため、所有者の生活再建が優先される状況の中、復旧には時間がかかることが想定される。

→災害からの地域の早期復旧を目指すため、特別な財政援助が必要

【京都府の担当課】

総務部	自治振興課	075-414-4454	
府民生活部	防災消防企画課	075-414-5610	
	災害対策課	075-414-4476	
	農林水産部	農村振興課	075-414-5053
農林水産部	水産課	075-414-4994	
	森林保全課	075-414-5028	
	建設交通部	道路計画課	075-414-5246
		河川課	075-414-5282
砂防課		075-414-5311	
港湾課		075-414-5302	
建設交通部	都市計画課	075-414-5334	
	教育委員会	文化財保護課	075-414-5898